

秋田県後期高齢者医療広域連合派遣職員の通勤手当に関する規則

平成19年3月27日

規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、秋田県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例（平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合条例第18号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、条例第3条に規定する通勤手当に支給について必要な事項を定めるものとする。

(通勤及び通勤距離)

第2条 条例第3条及びこの規則に規定する「通勤」とは、派遣職員（地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の17第1項の規定による求めに応じて派遣される職員をいう。以下同じ。）が勤務のため、その者の住居と勤務公署との間を往復することをいう。

2 条例第3条に規定する徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離並びに同条及びこの規則に規定する自動車等の使用距離は、一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。

(届出)

第3条 派遣職員は、新たに条例第3条第1項の派遣職員（以下「通勤職員」という。）たる要件を具備するに至った場合には、別に定める様式の通勤届により、その通勤の実情を速やかに広域連合長に届け出なければならない。通勤職員が住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のために負担する運賃等の額に変更があった場合についても、同様とする。

2 派遣職員は、前項後段に規定する変更により通勤職員でなくなった場合には、同項の例により届け出なければならない。

(確認及び決定)

第4条 広域連合長は、派遣職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示を求める等の方法により確認し、その者が通勤職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

2 広域連合長は、前項の規定により通勤手当の額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を別に定める様式により作成した通勤手当認定簿に記載するものとする。

(支給範囲の特例)

第5条 条例第3条第1項各号に規定する通勤することが著しく困難である派遣職員は、次のいずれかに該当する派遣職員で、交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると広域連合長が認めるものとする。

(1) 住居又は勤務公署のいずれかが離島等にある派遣職員

(2) 障害のため歩行することが著しく困難な派遣職員

(普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第6条 普通交通機関等（特別急行列車等以外の交通機関等をいう。以下同じ。）に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。

第7条 前条の通勤の経路又は方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであってはならない。

第8条 条例第3条第2項第1号に規定する運賃等相当額（以下「運賃等相当額」という。）は、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 通用期間が支給単位期間（条例第3条第6項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価額

(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 当該回数乗車券等の通勤21回分の運賃等の額

（自動車等使用者の支給額）

第9条 条例第3条第2項第2号に規定する規則で定める額は、別表に掲げる額とする。

（併用者の区分及び支給額）

第11条 条例第3条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる派遣職員の区分は次の各号に掲げるものとし、通勤手当の額は当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 条例第3条第1項第3号に掲げる派遣職員（普通交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である派遣職員以外の派遣職員であって、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である派遣職員及び自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である派遣職員 同条第2項第1号及び第2号に定める額（同項第1号に規定する1か月当たりの運賃等相当額（以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。）

(2) 条例第3条第1項第3号に掲げる派遣職員のうち、1か月当たりの運賃等相当額（2以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下「1か月当たりの運賃等相当額等」という。）が同条第2項第2号に定める額以上である派遣職員（前号に掲げる派遣職員を除く。） 同項第1号に定める額

(3) 条例第3条第1項第3号に掲げる派遣職員のうち、1か月当たりの運賃等相当額等が同条第2項第2号に定める額未満である派遣職員（第1号に掲げる派遣職員を除く。） 同項第2号に定める額

（交通の用具）

第12条 条例第3条第1項第2号に規定する交通の用具は、次に掲げるものとする。

ただし、国又は地方公共団体等の所有に属するものを除く。

(1) 自動車、原動機付自転車その他の原動機付の交通用具

(2) 自転車、ただし、原動機付きのものを除く

（通勤の実情に変更を生ずる派遣職員）

第13条 条例第3条第3項の規則で定める派遣職員は、通常の通勤の経路及び方法による場合には公署を異にする異動又は在勤する公署の移転前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる派遣職員で、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「特別急行列車等」という。）を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が40キロメートル以上若しくは通勤時間が60分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると広域連合長が認めるものとする。

（異動等の直前の住居に相当する住居）

第14条 条例第3条第3項の規則で定める住居は、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転の日以後に転居する場合において、特別急行列車等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び広域連合長がこれに準ずると認める住居とする。

（特別急行列車等の利用の基準）

第15条 条例第3条第3項の規則で定める基準は、特別急行列車等の利用により通勤時間が30分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当すると広域連合長が認めるものであることとする。

（特別急行列車等に係る通勤手当の額の算出の基準）

第16条 特別急行列車等に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる特別急行列車等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。

2 第7条の規定は、特別急行列車等に係る通勤手当の額の算出について準用する。

3 第8条の規定は、条例第3条第3項第1号に規定する特別料金等の額の2分の1に相当する額の算出について準用する。この場合において、第8条中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車等」と、同条第1項第1号中「価額」とあるのは「価額の2分の1に相当する額」と、同項第2号中「運賃等の」とあるのは「特別料金等の額の2分の1に相当する」と読み替えるものとする。

（支給日等）

第17条 通勤手当は、支給単位期間（第3項各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。）又は当該各号に定める期間（以下「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給日（以下「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに第3条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職し、又は死亡した派遣職員には、当該通勤手当をその際支給する。

3 条例第3条第4項の規則で定める通勤手当は次の各号に掲げる通勤手当とし、同項の規則で定める期間は当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 派遣職員が2以上の普通交通機関等を利用するものとして条例第3条第2項第1号に定める額の通勤手当を支給される場合（次号に該当する場合を除く。）において、1か月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えるときにおける当該通勤手当その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

- (2) 派遣職員が条例第3条第2項第1号及び第2号に定める額の通勤手当を支給される場合において、1か月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額が55,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間
- (3) 派遣職員が2以上の特別急行列車等を利用するものとして特別急行列車等に係る通勤手当を支給される場合において、条例第3条第3項第1号に規定する1か月当たりの特別料金等2分の1相当額（以下「1か月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）の合計額が40,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間
（支給の始期及び終期）

第18条 通勤手当の支給は、派遣職員に新たに条例第3条第1項の派遣職員たる要件が具備されるに至った場合においては、その日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている派遣職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている派遣職員が同項の派遣職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終る。ただし、通勤手当の支給の開始については、第3条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、この届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 通勤手当は、これを受けている派遣職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

（返納の事由及び額等）

第19条 条例第3条第5項の規則で定める事由は、通勤手当（1か月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される派遣職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

- (1) 離職し、若しくは死亡した場合又は条例第3条第1項の派遣職員たる要件を欠くに至った場合
- (2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があつたことにより、通勤手当の額が改定される場合
- (3) 月の中途において法第28条第2項の規定により休職にされ、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定により育児休業をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合であつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。
- (4) 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合

2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る条例第3条第5項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 1か月当たりの運賃等相当額等（第11条第1号に掲げる派遣職員にあっては、1か月当たりの運賃等相当額及び条例第3条第2項第2号に定める額の合計額。以下同じ。）が55,000円以下であった場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等（同号の規定による改定後に1か月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての普通交通機関等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、広域連合長の定める月（以下「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（以下「払戻金相当額」という。）
 - (2) 1か月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - ア イに掲げる場合以外の場合 55,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零）
 - イ 第17条第3項第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 55,000円に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての普通交通機関等についての払戻金相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、零）
- 3 特別急行列車等に係る通勤手当に係る条例第3条第5項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 1か月当たりの特別料金等2分の1相当額（2以上の特別急行列車等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。以下「1か月当たりの特別料金等2分の1相当額等」という。）が40,000円以下であった場合 第1項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る特別急行列車等（同号の規定による改定後に1か月当たりの特別料金等2分の1相当額等が40,000円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての特別急行列車等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての特別急行列車等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額の2分の1に相当する額（以下「払戻金2分の1相当額」という。）
 - (2) 1か月当たりの特別料金等2分の1相当額等が40,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - ア イに掲げる場合以外の場合 40,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は第1項各号に掲げる事由に係る特別急行列車等についての払戻金2分の1相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零）
 - イ 第17条第3項第3号に掲げる通勤手当を支給されている場合 40,000円に事由発生月の翌月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて

得た額又はその者の利用するすべての特別急行列車等についての払戻金2分の1相当額及び広域連合長が別に定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

- 4 条例第3条第5項の規定により派遣職員に前2項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当を支給した任命権者と事由発生月の翌月以降に支給される給与を支給する任命権者が同一であるときは、当該給与から当該額を差し引くことができる。

（支給単位期間）

第17条 条例第3条第6項に規定する規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は特別急行列車等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は特別急行列車等 当該普通交通機関等又は特別急行列車等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6か月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間。ただし、特別急行列車等に係る通勤手当を支給されている場合であって、普通交通機関等に係る定期券及び特別急行列車等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあつては、当該特別急行列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間
- (2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等若しくは特別急行列車等 1か月

- 2 前項第1号に掲げる普通交通機関等又は特別急行列車等について、同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に、法第28条の2第1項の規定による退職その他の離職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他広域連合長の定める事由が生ずることが同号に定める期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

第18条 支給単位期間は、第15条第1項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第2項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

- 2 月の中途において法第28条第2項の規定により休職にされ、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条の規定により育児休業をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合であつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなったとき（次項に規定する場合に該当するときを除く。）は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）から開始する。

- 3 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合（前項に規定するときから復職等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合を除く。）には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなった日の属する月から開始する。

（支給できない場合）

第19条 条例第3第1項の派遣職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は支給することができない。

(事後の確認)

第20条 任命権者は、現に通勤手当の支給を受けている派遣職員について、その者が条例第3条第1項の派遣職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該派遣職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時、確認するものとする。

(補則)

第21条 この規則に定めるもののほか、通勤手当に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第8条の2関係）

自動車等使用者の通勤手当の月額

片道の使用距離	通勤手当の月額	
	自動車（自動二輪車を除く。）	自動車（自動二輪車を除く。）以外の交通の用具
4キロメートル未満	円 2,000	円 2,000
4キロメートル以上6 キロメートル未満	3,100	3,100
6キロメートル以上8 キロメートル未満	4,300	4,100
8キロメートル以上1 0キロメートル未満	5,500	5,100
10キロメートル以上 12キロメートル未満	6,800	6,500
12キロメートル以上 14キロメートル未満	8,000	7,700
14キロメートル以上 16キロメートル未満	9,100	8,900
16キロメートル以上 18キロメートル未満	10,100	9,700
18キロメートル以上 20キロメートル未満	11,100	10,500
20キロメートル以上 22キロメートル未満	12,000	11,300
22キロメートル以上 24キロメートル未満	13,100	
24キロメートル以上 26キロメートル未満	14,200	13,700
26キロメートル以上 28キロメートル未満	15,000	
28キロメートル以上 30キロメートル未満	16,000	16,000
30キロメートル以上 32キロメートル未満	17,000	
32キロメートル以上 34キロメートル未満	18,000	
34キロメートル以上 36キロメートル未満	19,100	18,500
36キロメートル以上 38キロメートル未満	20,200	
38キロメートル以上 40キロメートル未満	21,200	
40キロメートル以上 42キロメートル未満	22,300	20,900

4 2 キロメートル以上 4 4 キロメートル未満	2 3, 4 0 0	
4 4 キロメートル以上 4 6 キロメートル未満	2 4, 5 0 0	
4 6 キロメートル以上 4 8 キロメートル未満	2 5, 6 0 0	
4 8 キロメートル以上 5 0 キロメートル未満	2 6, 7 0 0	
5 0 キロメートル以上 5 2 キロメートル未満	2 7, 8 0 0	
5 2 キロメートル以上 5 4 キロメートル未満	2 8, 9 0 0	
5 4 キロメートル以上 5 6 キロメートル未満	3 0, 0 0 0	
5 6 キロメートル以上 5 8 キロメートル未満	3 1, 0 0 0	
5 8 キロメートル以上 6 0 キロメートル未満	3 2, 1 0 0	
6 0 キロメートル以上 6 2 キロメートル未満	3 3, 2 0 0	
6 2 キロメートル以上 6 4 キロメートル未満	3 4, 3 0 0	
6 4 キロメートル以上 6 6 キロメートル未満	3 5, 4 0 0	
6 6 キロメートル以上 6 8 キロメートル未満	3 6, 5 0 0	
6 8 キロメートル以上 7 0 キロメートル未満	3 7, 6 0 0	
7 0 キロメートル以上	3 8, 1 0 0	